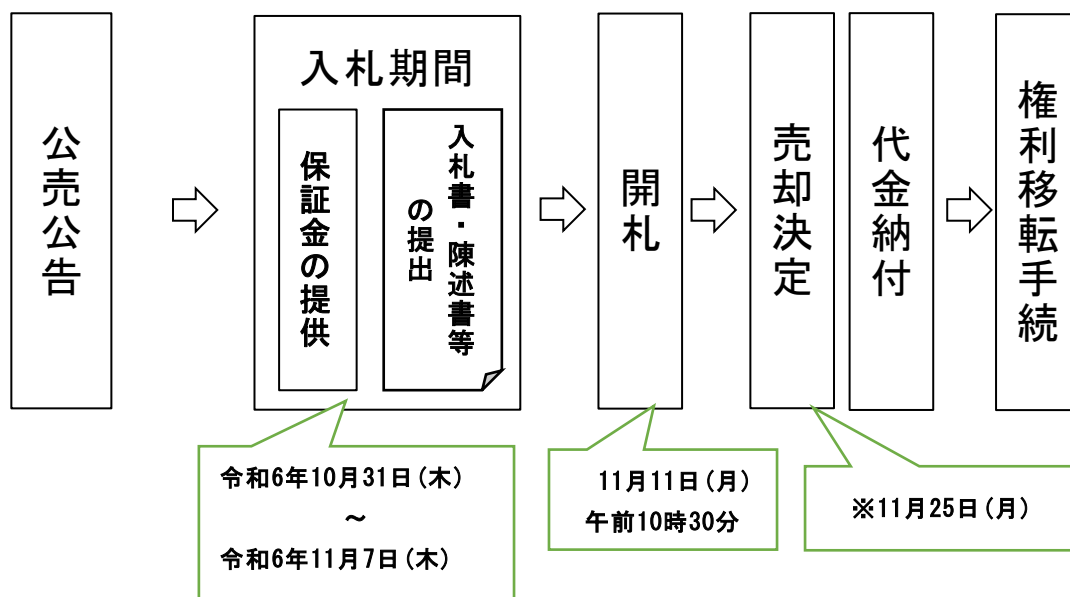


令和6年度（大和市）不動産共同公売（期間入札）のしおり

第1章 手続きの概要

この手続きは、差押財産を公売するにあたり、大和市において入札期間を定め、その期間内に郵送または直接持参による方法で入札を受け付け、開札日に開札を行い、最高価申込者を決定の上、売却するものです。

<公売手続の流れ>



※売却決定の日までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

※公売に係る詳細な日程は、別紙3「公売の日程等」を確認してください。

第2章 公売公告から入札までの手順

1 公売公告

公売公告には、売却区分番号、公売財産の種類、公売財産の見積価額及び公売保証金額、入札期間、開札の日時・場所等が記載されており、大和市の掲示板に掲示されます。また、「大和市役所ホームページ」の「公売情報」にも公売の条件や公売財産の内容を公売公告後に掲載します。

買受けを希望する財産について、公簿や現況確認等により、必要な情報の収集を行ってください。

2 公売参加資格

- (1) 原則として、どなたでも公売に参加することができます。
ただし、以下の①、②に該当する場合は公売に参加することができません。
- ① 滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び第108条に該当する者）並びに同法99条の2各号に該当する者（暴力団員等）は公売に参加することはできません。
※入札者は「暴力団員等でない旨の陳述書」を提出してください。
陳述書の提出がない場合は入札が無効になります。
- ② 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者
- (2) 代理人が入札する場合には、本人の「委任状」を提出してください。
- (3) 共同で入札する場合には、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」及び「共同入札持分内訳書」を提出してください。また、その場合は共同入札者全員分の「陳述書」を提出するとともに、入札書は「共同入札用入札書」を使用してください。
※共同入札代表者以外が代理入札する場合は、共同入札者全員の委任状が必要です。
- (4) 入札する公売財産が「農地等」の場合には、「買受適格証明書」を提出してください。

3 公売手続きについて

(1) 入札書等必要書類の準備

入札書その他必要書類（別紙1「入札書等の必要書類一覧」参照）は大和市のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合等は大和市収納課に電話連絡(046-260-5242)のうえ、必要書類を請求してください。

(2) 公売保証金の納付

公売保証金の提供方法は以下ア～ウのいずれかです。入札書の提出前に公売保証金を提供ください。

ア 現金持参の場合

公売保証金の金額を、現金により大和市役所本庁舎2階収納課窓口へ持参してください。持参する際は、必ず収納課職員へ手渡ししてください。窓口受付は平日の午前8時30分から17時までです。

イ 銀行振出小切手の場合

公売保証金の金額を銀行振出小切手（電子交換所に加入している銀行等の振出しに係るものに限る）により持参または郵送してください。（郵送の場合は、売却区分番号及び公売保証金提供者名簿等必要事項を明記した公売保証金提出用封筒に封入し、その他必要書類とともに公売関係書類提出用封筒（郵送用）に同封してください。）

ウ 口座振込の場合

公売保証金の金額を口座振込により納付してください。事前に売却区分番号ごとに大和市ホームページより電子申請（e-kanagawa）公売申請受付フォームでの申請が必要です。申込後、保証金提供口座をメールにて通知します。尚、電子申請ができない場合は、電話（046-260-5242）で申請してください。電話で申請した場合、郵送にて保証金提供口座を通知します。（電話の場合は余裕をもって申請してください。）公売保証金受入期間中に入金の確認が取れないときは入札に参加することができません。振込時には振込名義人の前に売却区分番号を入力してください。振込手数料は振込人負担になります。なお、公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ事実がわかるもの（「振込金受取書」等）の提出が必要です。

- ・ 複数の物件に入札される場合には、売却区分番号ごとに公売保証金をお振込みください。
- ・ 公売保証金の振込後の取消し又は変更はできません。
- ・ 入札期間内に公売保証金の提供が確認できない場合、入札は無効になります。

（3）陳述書の提出

入札にあたって暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出してください。

① 個人の場合

「陳述書（個人用）」に入札者の住所、氏名、フリガナ、性別、生年月日を、それらを証明する文書（住民票等）のとおり記載してください。

② 法人の場合

「陳述書（法人用）」に法人の所在地、名称、代表者の役職、氏名を、それらを証明する文書（商業登記簿等）のとおり記載してください。陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」に法人の役員すべての住所、役職、氏名、フリガナ、性別、生年月日を記載してください。役職以外の内容については、それらを証明する文書（住民票等）のとおり記載してください。

「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の写しも併せて提出してください。

- ・ 自己の計算において入札の申出をさせようとする者がある場合には、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に必要事項を記載し、併せて提出してください。

なお、自己の計算において入札の申出をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」を提出してください。また、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の写しも併せて提出してください。

- ・ 入札等をしようとする者又は自己の計算において入札等をさせようとする者が、次に掲げる指定許認可等を受けている事業者である場合には、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。（有効期限が令和6年11月30日以降のもの）

① 宅地建物取引業の免許を受けて事業を行っている者

⇒ 「宅地建物取引業の免許証等」の写し

② 債権管理回収業の許可を受けて事業を行っている者

⇒ 「債権回収業の許可証等」の写し

- ・ 代理人が入札する場合にも、本人の「陳述書」が必要です。また、共同で入札する場合には、共同入札者全員の「陳述書」が必要です。

「陳述書（別紙を含む。）」の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。

（４）必要書類の提出

(入札書の記載)

- ①入札書は、売却区分番号ごとに別用紙を使用してください。
- ②入札書には、下記の事項を記載して下さい。
 - A)売却区分番号
 - B)入札価額
 - C)入札者の住所及び氏名（※ゴム印でも可）
- ③入札書には、住民登録上の住所（法人の場合は登記上の本店所在地）、氏名（法人の場合は商号）を記載してください。
- ④一度提出した入札書及び暴力団員等に該当しない旨の陳述書は、入札期間内であっても引換え、変更又は取り消しをすることはできません。
- ⑤字体はペンまたはボールペンで鮮明に記載してください。
- ⑥入札価格は見積価格以上の金額を記載し、入札価格の先頭には、「¥」又は「金」の表示を行ってください。
- ⑦入札書を書き損じたときは訂正しないで、新たな入札書を使用してください。様式はホームページからダウンロードしてプリントアウトしたものを使用してください。
- ⑧共同で入札する場合は、共同入札用の入札書を使用してください。
- ⑨次順位買受申込資格者に該当した場合の申し込みの選択について、入札書の該当する部分に○をしてください。選択がない場合は、申込希望がないものとします。

次のいずれかに該当する入札は無効となり、取り消しとなります。

- 1 売却区分番号等、入札書の記載すべき事項が記載されていない。
 - 2 記載事項が判読できない。
 - 3 「入札価格」又は「売却区分番号」の訂正や抹消がされている。
 - 4 入札前に公売保証金を提供していない。また提供を受けた公売保証金の提供額が公告した額に満たない。
 - 5 暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出が確認できない。また記載に不備がある。
 - 6 同一の入札者が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出した（いずれの入札書も無効、取り消しとなります。）
- ※特に1, 3に該当する入札書が過去の公売でも見受けられました。
入札の際には記載漏れや誤りがないように、十分ご注意願います。

(入札書の封入)

「入札書提出用封筒（内封筒）」に入札書を封入してください。

- ①「入札書提出用封筒（内封筒）」に入札書だけを入れ、封をし

てください。入札書以外の書類を封入した場合には、入札が無効となります。

- ②「入札提出用封筒（内封筒）」に封入する入札書は1枚に限ります。複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒（内封筒）が必要となります。

（その他、書類について）

別紙1、別紙1-2、別紙2を確認し、必要な書類を用意してください。

（5）「郵送用封筒（外封筒）」への封入【入札期間内必着】

入札期間：令和6年10月31日（木）～令和6年11月7日（木）

必要な書類一式を、郵送用封筒（外封筒）に入れます。

郵送の場合は大和市収納課（〒242-8601大和市下鶴間一丁目1番1号）に郵送してください。なお、期限を過ぎて到着した入札書は無効となります。

直接持参される場合の受付時間は平日の8時30分から17時までです。大和市収納課窓口（大和市役所本庁舎2階4番窓口）に持参してください。

上記の封筒の受領（および保証金の納付）が確認できましたら「入札書提出用封筒受領証」及び「受入証（保証金）」を郵送します（直接持参の場合はその場で交付）。

第3章 開札期日から権利移転までの手順

1 開札の日時及び開札の方法

【令和6年11月11日（月）10時30分】

大和市役所本庁舎2階総務部収納課において開札します。入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売を担当していない職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

（1）最高価申込者

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して行います。

なお、最高価額の入札者が2人以上いる場合は、その同価額の入札者で追加入札を行います。追加入札の価額が同じときは、くじにより

最高価申込者を決定します。追加入札の日程は別紙3「公売の日程等」をご確認ください。

(2) 次順位買受申込者

次順位買受申込者（国税徴収法第104条の2に規定する）とは、入札形式で行う公売において、落札者（最高価申込者）が買受代金を納付しなかった場合などに、公売物件を買受けることができる入札者のことです。

最高価申込者の決定後、直ちに売却区分ごとに、以下の条件のすべてを満たす入札者を次順位申込者として決定します。

ア 最高入札価額に次ぐ高い価額で入札していること

イ 入札価額が、見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を差し引いた金額以上であること

(例) 見積価額1,000万円 最高入札価額1,500万円
公売保証金100万円

$1,500万円 > 次順位買受申込者 \geq (1,500万円 - 100万円)$

ウ 入札書にて次順位買受申込みを行っていること

(入札書のチェック欄に「○」印の記載があった入札者のみ該当)

なお、次順位買受申込者が2人以上いる場合は、くじで次順位買受申込者を決定します。くじをする場合、入札者又はその代理人が開札の場所にいない又はくじを行わない者があるときは、公売事務を担当していない職員がその者に代わってくじを行います。

※次順位買受申込者の公売保証金は、最高価申込者に売却決定を行った後（11月25日以降）、「公売保証金充当依頼書」に記載された口座へ振込により返還します（返還に3週間程度要します）。「次順位買受申込者」へのお申込みは、公売保証金の返還に時間がかかることをご了承いただいた上で、お申し込みください。

(3) 最高価申込者及び次順位買受申込者の発表

担当から当日の16時までに電話で連絡します。

なお、電話が繋がらない場合は、留守番電話に折り返しを依頼するメッセージを入れる場合があります。

また、最高価申込者決定のお知らせを後日郵送しますので、そちらに記載の買受代金納付期限までに買受代金を納付してください。

なお、最高価申込者及び次順位買受申込者以外の者には電話連絡はいたしません。

3 追加入札

追加入札は、期間入札の方法で行います。追加入札の価額は当初の入

札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき又は追加入札すべきものが入札をしなかったときは、国税徴収法第108条（公売実施のための適正化のための措置）により公売保証金を没収し、今後2年間は公売会場への入場及び入札等を制限することがあります。

4 公売保証金の返還

最高価申込者が提供した公売保証金は、買受人が納付すべき買受代金に充当します。次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者による買受代金の納付後に返還します。

最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は公売終了後に返還します。

公売保証金の返還は、「公売保証金返還請求書」に記載された口座への振込みにより返還します。公売終了後（次順位買受申込者が提供した公売保証金については、最高価申込者が買受代金を納付した後）から3週間程度要する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

5 売却決定

売却決定は、令和6年11月25日（月）午前10時に、最高価申込者に対して行います。最高価申込者又はその代理人が売却決定をする場所に居合わせない場合においても売却決定を行います。

ただし、売却決定の日までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

また、売却決定通知書は、買受代金の納付後に交付します。

なお、最高価申込者の決定若しくは最高価申込者に対する売却決定が取り消されたとき又は最高価申込者が国税徴収法114条（買受申込み等の取消し）により入札又は買受けの取消しをしたときは、次順位買受申込者に対して売却決定を国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

6 買受代金の納付

売却決定を受けた者（買受人）は、買受代金納付期限までに、次に掲げるいずれかの方法により買受代金（入札価額から公売保証金を差し引いた金額）の全額を納付してください。

複数の公売財産の買受代金を納付する場合は、売却区分番号ごとに買受代金を納付してください。

- (ア) 現金を大和市役所本庁舎 2 階収納課に直接持参して納付する。
受付時間は平日の 8 時 30 分から 15 時までです。
- (イ) 大和市の指定口座へ「電信」扱いで振込により納付する。
※振込人（買受人）の氏名（名称）の前に売却区分番号を必ず記載してください。
※振込手数料は振込人（買受人）の負担になります。
※振込みの場合は、納付期限までに市が入金確認できるように入金してください。
- 納付期限までに市が入金を確認できないときは売却決定を取り消します。**詳細については、最高価申込者決定通知に同封の「買受代金の納付方法及び権利移転手続きについて」をご確認ください。

7 権利移転及び危険負担の移転の時期

- (1) 原則として、買受人が買受代金の全額を納付したときに、公売財産を取得します。ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。
- ① 農地等については、農業委員会等の許可又は届出の受理
 - ② その他法令の規定により許可又は登録を有する者は、関係機関の許可又は登録
- (2) 危険負担の移転の時期は、原則として、買受人が買受代金の全額を納付したときです。したがって、買受代金納付後に公売財産上に生じた危険（損傷、盗難、焼失等）による損害は買受人が負担することになります。
- なお、農地等の危険負担の移転の時期は、農業委員会又は都道府県知事の許可若しくは届出の受理があったときです。

8 権利移転手続き

- (1) 所有権移転の登録手続きは買受人の請求に基づいて大和市が行います。下記の必要な書類をお渡ししますので、速やかに権利移転の登記または登録の請求をしてください。この場合、登記に必要な費用（登録免許税、郵送料等）は買受人の負担となります。
- (2) 権利移転に必要な書類及び費用は次のとおりです。
- ア 売却決定通知書
 - イ 住所証明書（住民票の写し）※個人の場合
※本人確認書類として提出済の場合は不要
 - ウ 登録免許税相当の印紙又は領収証書

【固定資産評価額×20/1,000 相当額】

エ 市町村が発行する固定資産評価証明書

オ 登記関係書類の郵送料（配達証明相当分の切手）

カ 公売財産が「農地等」の場合には、農業委員会又は都道府県知事の発行する農地法許可書若しくは受理通知書

(3) 大和市は、不動産の直接の引渡しは行いません。

財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退き等もすべて買受人自身で行ってください。土地の境界については、隣接地所有者、接面道路(私道)の利用については道路所有者と協議してください。

9 適格請求書（インボイス）の交付について

滞納者が適格請求書発行事業者である場合、買受人から大和市に交付請求があったときは、消費税法施行令（令和5年10月1日施行）第70条の12第5項に基づき大和市から適格請求書を交付することができます。適格請求書が必要な場合、大和市まで問合せください。

第4章 その他

1 公売中止

買受代金の納付の前に、公売の原因となった税金の完納が証明された場合や、災害発生、感染症の流行などやむを得ない理由が生じたときは、公売が中止となります。

公売中止については、公売情報または大和市の公売担当に直接ご確認ください。

2 最高価申込者決定等の取消し

次に該当する場合は、直ちに最高価申込者決定等を取り消します。

- (1) 売却決定前に公売財産に係る滞納税等の完納の事実が証明されたとき
- (2) 最高価申込者等が国税徴収法第99条の2各号に規定する暴力団員に該当するとき
- (3) 最高価申込者等が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

3 売却決定の取消し

次に該当する場合には、直ちに売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納税等の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金の納付の期限までに、買受代金を納付しないとき

- (3) 買受人が国税徴収法第114条（買受申込み等の取消し）の規定により、買受けを取り消したとき
- (4) 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定により、最高価申込者等の決定を取り消したとき

4 入札等又は買受けの取消し

最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第105条第1項ただし書（不服申立があった場合の処分制限）その他の法律の規定に基づき、入札後の手続きが停止（滞納処分の続行の停止）される場合があります。

この場合、手続きが停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができます。

5 不適合責任

現所有者および大和市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

6 公売保証金の没収

買受代金の全額をその納付期限までに納付しないことにより売却決定を取り消したときは、買受人の提供した公売保証金は没収し、その公売に係る滞納税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた公売参加者の提供した公売保証金は市に帰属します。

[注意事項]

以下の行為があった場合には、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実があった後2年間公売への参加が制限される場合があります。

- ① 公売を妨害したり、不正を行った場合
- ② 正当な理由なく、代金の納付の期限までにその代金を納付しなかった場合

国税徴収法第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

入札書等の必要書類一覧

別紙1

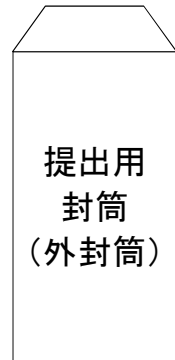
| | |
|---|---|
| 入札期間 | 令和 6年 10月31日(木) から 令和 6年 11月7日(木) まで 【入札期間内必着】 ※(直接持参する場合) 窓口受付時間 平日8時30分から17時まで |
| 1 必ず提出いただく書類 | |
| ① 入札書(単独入札の場合) 又は 共同入札用入札書(共同入札の場合) | 必要事項を記載して、入札書提出用封筒(内封筒)に封入してください。 |
| ② 入札書提出用封筒(内封筒) | 売却区分番号等、必要事項を記載の上、入札書を封入し、 郵送用封筒(外封筒) に同封してください。 |
| ③ 公売保証金返還請求書 (※入札者法人の場合には「代表印」の押印をお願いします。) | 必要事項を記載して、 郵送用封筒(外封筒) に同封してください。 |
| ④ 公売保証金充当依頼書 | 必要事項を記載して、 郵送用封筒(外封筒) に同封してください。 |
| ⑤ 公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ事実がわかるもの (公売保証金を振込で提供した場合) | 金融機関の振込証明書の写しを 郵送用封筒(外封筒) に同封してください。 |
| ⑥ 暴力団関係者ではないことの陳述書 (個人用)又は(法人用) | 必要事項を記載して、 郵送用封筒(外封筒) に同封してください。 必要に応じて「別紙1-2」に記載の 陳述書別紙 も作成添付してください。 |
| ⑦ ・宅地建物取引事業者…宅地建物取引業の免許証(写し) ※有効期限が令和6年11月30日以降のもの ・債権管理回収事業者…債権管理回収業の許可証(写し) | 該当する場合、 郵送用封筒(外封筒) に同封してください。 |
| 2 代理人が入札する場合に提出する書類 | |
| 委任状 | 代理人が入札する場合には提出してください。 |
| 3 共同入札を行う場合に提出する書類 | |
| 共同入札代表者の届出書 | 共同入札を行う場合に提出してください。 |
| 共同入札持分内訳書 | 共同入札を行う場合に提出してください。 |
| 4 農地に該当する公売財産に入札する場合に提出する書類 | |
| 買受適格証明書 | 農地に該当する公売財産に入札する場合には提出してください。 |
| 5 上記1から4までの書類を郵送する場合 | |
| ① 郵送用封筒(外封筒) | 上記必要書類のうち該当するものを封入して郵送してください。 |
| ② 返信用封筒 | 氏名(名称)および送付先を記載の上、必要分の切手を貼付し郵送用封筒(外封筒)に封入してください。 (市からは約4gの書類を封入し、送付する予定です。) |

入札書等の必要書類一覧

別紙1-2

| | | 提出書類 | | 法人 |
|---------|----------------------------|---|--------------------------|---|
| 入札書関係 | 必須 | <p>※共同入札の場合は共同入札用を使用 ※受領証返信用（宛先記入、切手添付） ※窓口持参の場合不要</p> | | |
| | 代理人入札の場合 | <p>※法人で従業員等（代表権限を有しない者）が入札する場合にも委任状が必要</p> | | |
| | 共同入札の場合 | <p>※共同入札の代表者以外が代理人入札する場合は、共同入札者全員からの「委任状」が必要です。</p> | <p>全法人分（共同入札者が法人の場合）</p> | |
| 公売保証金関係 | 必須 | <p>※振り込みの場合は「振込金受取書」の写しを添付</p> | <p>「代表印」を押印してください</p> | |
| 陳述書関係 | 必須 | 個人の場合 | | <p>※共同入札の場合、共同入札者全員分の陳述書が必要</p> <p>代表者以外の役員 の宅地建物取引業の 免許証等の提出</p> |
| | | 法人の場合 | | |
| | 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合 | <p>※自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合</p> | | |
| | 指定許認可等を受けている場合 | <p>※宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合 （例1）宅地建物取引業法による免許証等（写し） （例2）債権管理回収業の許可書等（写し） ※（例1）は有効期間内のもの</p> | | |
| 農地の場合 | | | | |

封入



※一般書留 又は 簡易書留
※入札期間内 必着
 【1物件につき1封筒】

【入札形態ごとの本人確認書類例】

別紙2

| 入札者 | 入札形態 | | 提出書類 | |
|----------------------------|----------------------------|--|--------------------------------------|---|
| 個人 | 必須書類 | | ①陳述書（共同入札の場合は、共同入札者全員分が必要です。） | |
| | 単独入札 | 代理人 が個人 | ①本人からの委任状 | |
| | | 代理人 が法人 | ①本人からの委任状 | |
| | （必須書類に加えて必要） 代理人が入札する場合 | | ②代理人（法人）の登記事項証明書（最新のもの）の写し | |
| | | | 代理人 が個人 | ①共同入札代表者から代理人（個人）への委任状 |
| | 共同入札 | | 代理人 が法人 | ①共同入札代表者から代理人（法人）への委任状 |
| ②代理人（法人）の登記事項証明書（最新のもの）の写し | | | | |
| 法人 | 必須書類 | | ①陳述書（共同入札の場合は、共同入札者全員分が必要です。） | |
| | | | ②陳述書別紙（入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項） | |
| | 単独入札 | 必須書類 | | ①法人の登記事項証明書（最新のもの）の写し |
| | | 代理人 が個人 | （必須書類に加えて必要） 代理人が入札する場合 | ①代表権限を有する者から代理人（個人）への委任状 （代表権限を有さない場合は、従業員も個人の代理人となります。） |
| | | | | 代理人 が法人 |
| | | | | ②代理人（法人）の登記事項証明書（最新のもの）の写し |
| | 必須書類 | | ①共同入札代表者及び共同入札者の法人の登記事項証明書（最新のもの）の写し | |
| | 共同入札 | | 代理人 が個人 | ①共同入札代表者から代理人（個人）への委任状 |
| 代理人 が法人 | | | ①共同入札代表者から代理人（法人）への委任状 | |
| | | | ②代理人（法人）の登記事項証明書（最新のもの）の写し | |
| 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合 | 個人 | ①陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」 | | |
| | 法人 | ①陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」 ②自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の登記事項証明書（最新のもの）の写し | | |

公売の日程等

| | |
|-----------|--|
| 公売の方法 | 期間入札 |
| 入札期間 | 令和6年10月31日(木)から令和6年11月7日(木) (入札期間内必着) ※(直接持参する場合)窓口受付時間 平日8時30分から17時まで |
| 公売保証金提供期間 | 令和6年10月31日(木)から令和6年11月7日(木) (期間内に入金の確認ができない入札は無効です) |
| 公売保証金提供方法 | 大和市収納課あてに確認ください |
| 必要書類の送付先 | 大和市収納課あてに持参又は郵送してください(入札期間内必着) |
| 開札場所・開札日時 | 令和6年11月11日(月)午前10時30分 大和市役所収納課にて開札します。 |
| 売却決定日時 | 令和6年11月25日(月)午前10時 |
| 売却決定の場所 | 大和市役所本庁舎2階総務部収納課 |
| 代金納付期限 | 令和6年11月25日(月)午後3時 |

追加入札を行う場合の実施日程
(最高価申込者に該当する方が2名以上となった場合)

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 追加入札の入札期間 | 令和6年11月14日(木)から令和6年11月21日(木)まで |
| 追加入札の開札日時・場所 | 令和6年11月26日(火)午前10時 大和市役所 |
| 売却決定日時・場所 | 令和6年12月10日(火)午前10時 大和市役所 |
| 代金納付納付期限 | 令和6年12月10日(火)午後3時 大和市役所 |